

## 新潟市製造業 I o T チャレンジ事業実施業務委託 仕様書

### 第 1 条 適 用

この仕様書は、新潟市（以下「市」という）が発注する新潟市製造業 I o T チャレンジ事業実施業務委託に適用する。

### 第 2 条 目 的

- (1) この事業はインダストリー 4. 0 を代表する国際的な産業革命の時代において、地域雇用を守り地場産業の発展を促すため、市内製造業へ I o T の普及を図るものである。市内製造業の大半を占める中小製造業を対象とした、I o T による「つながる工場」のリファレンスモデルを目指す。
- (2) 具体的には、市内中小製造業に対し、I o T を活用した生産性向上について提案を募り、サステナブルな市内中小製造業のデジタル化につなげる。同時に市内 I T 企業に対し、I o T サービスの実証を行う機会の創出を行うことを掲げる。
- (3) 内容は、製造業とその他団体からなるコンソーシアムと本市が委託契約を締結し、製造業の生産設備全般を対象に I o T の構築・検証を行うものである。そして運用効果や課題を検証するものである。

### 第 3 条 契約期間

契約締結日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日（土）

### 第 4 条 業務内容等

#### (1) 提案者（受託者）

本事業における現場の製造業者、システムを構築する I T 企業、実証事業を提案・検証するコンサルティング企業や大学等高等教育機関など、複数の団体でコンソーシアムを形成し、当該委託事業の取りまとめを行う一団体（以下「受託者」という）が提案するとともに、市と委託契約を締結する。権限については事業を進めながら本市と協議のうえ、適宜決定する。

#### (2) 対象分野

- 製造現場における多種多様なものをネットワーク化し、そこから得られるデータを利活用するサービスなど、製造現場や流通過程における課題について I o T を活用し解決を図るサービスとする。なお、本事業で定義する I o T は下記 4 項目の要素を全て満たすシステムを構築するものとする。

##### ① データの取得

センサーやカメラ等を設置し、データを自動的に取得すること。

##### ② データの収集

通信インフラを構築し①で得られたデータを特定箇所へ送信すること。

③ データの蓄積・抽象化

②のデータを蓄積し、所定の分析等が可能なよう、抽象化すること。

④ データの分析・活用

③のデータを専門的現象と結び付けて分析し、計測・解析に精通した専門家によるコンサルティングを行うこと。

○ なお、上記システム構築は、新たに開発するほか、コンソーシアム構成員において既に実装しているシステムの改修で対応することも可能とする。したがって、本事業において、コンソーシアム構成員以外の企業が開発し、既に実装しているシステムを購入しカスタマイズし、活用することは出来ない。

○ 本事業の成果の実用化や本格運用に向けて委託事業終了後の継続や自立的な運営が見込め、標準的・共通的な仕様・ルール、普及展開に係る計画の策定等、普及展開に向けた内容とする。

(3) 事業完了後の検証方法

本事業の実施にあたっては本事業期間中に達成すべき目標を明確に設定することとし、事業完了の際にはアクチュエーション後の業務変化・生産性向上の度合い・今後の運用と展開方法を報告すること。

## 第5条 主任者及び監督員

- (1) 受託者は、本業務の主任者を定め、市に通知するものとする。
- (2) 主任者は、市の監督員との協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

## 第6条 報告

(1) 成果報告

受託者は委託事業の終了後、成果報告書（様式は任意とし、部数は印刷物 1 部、電子データ 1 部とする。）を市に提出しなければならない。なお、成果報告書には次の内容を含むこととする。

- 事業内容
- 開発・実証にかかる設計書やデータ仕様、機能、特徴的内容、開発工程を含む
- 事業の検証結果（定量的評価を含む）
- 事業実施前の課題及びその解決策
- 事業実施後に明確化された課題及びその解決策
- 事業後終了後の事業計画、運営体制、資金計画（ランニングコストの負担方法及び費用負担者）
- 収支報告

- 効果と課題
- 開発・分析内容・実証成果の実用化・普及展開に係る計画
- その他、必要に応じて市が指示する内容

## (2) 公開及び事後報告

成果報告は市ホームページ等で公開するものとする（但し、個人情報や企業秘密となる部分は除く）。また、成果報告後、必要な場合において市より事後報告を求める。

## 第7条 成果品の提出場所

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市 経済部 企業立地課

## 第8条 事業成果の帰属等

### (1) 成果品の使用等

- ① 成果品は全て市の所有とし、受託者は市の承認を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。
- ② 受託者は、ソフト等において第三者の著作物を使用する場合、市が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。

### (2) 成果品に瑕疵のある場合の訂正

納品後に成果品に瑕疵があった場合は、速やかに訂正すること。委託期間終了後も同じとする。

### (3) 知的財産権

本事業の実施によって知的財産権を申請する前に、その旨を遅滞なく市に報告すること等を要件として、産業技術力強化法第19条を準用し、市は当該知的財産権を譲り受けないこととする。

### (4) 事業成果の公開

本事業の実施によって得た成果については、公募事業の趣旨に鑑み、原則、公開することとする。公開する対象としては、企画提案書類及び成果報告書を基本とする。ただし、個人情報、企業秘密、同条(3)の知的財産権を得た場合などの際は、市及び受託者双方において協議したうえで公開内容等を決定することとする。

### (5) 委託事業終了後の残存資産の取り扱い

委託事業終了後、残存資産が存在する場合には、市と受託者が別途協議してその取扱いを決定することとする

## 第9条 委託対象経費

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果のとりまとめに直接必要な経費であり、具体的には以下のとおりとする。

項目	内容
(1) 人件費	委託事業に直接従事する者に対する人件費 1日の積算根拠を記載すること。実績報告として証明になりうる写真、日誌等添付の事。
(2) 物件費	事業を行うために必要な物品類の制作・購入・借料 ※物品購入の場合、当該物品は概ね単価5万円以下、耐用年数1年程度を基本とする。
(3) 旅費	事業を行うために必要な打合せ、研究開発等に必要な旅費
(4) 外注費	コンソーシアム構成団体が直接実施することができないもの、又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費 ※原則として1/2を超えないこと。
(5) その他諸費	事業を行うために必要な経費のうち、他のいずれの区分にも属さないもの (例)印刷製本費・通信運搬費(郵送,通信費等)など

※ 経費として計上できないもの

- 不動産・建物等施設に関する経費
- 事業内容に照らし当然備えているべき機器・備品等 (机・椅子・事務機器など)
- その他、事業に間接的に用いる事務用品等消耗品費など

## 第10条 留意事項

受託者は、業務履行にあたり、契約書に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

### (1) 基本事項

- ① 業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- ② 市と十分な連携をとって事業を実施すること。
- ③ 業務の遂行に必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。
- ④ 実施計画の一部を変更することがありうるため、全体の構成について市及び関係者との連携を密にし、事業が万全にできるよう調整すること。
- ⑤ 本業務において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、双方協議の上、市の指示に従うものとする。

### (2) 再委託

業務の一部をコンソーシアムの構成員以外の第三者に再委託する場合は、あらかじめ市に届出を行い、承認を得ること。

### (3) 守秘義務

この業務を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

**(4) 瑕疵及び過失**

委託契約期間およびその後に生じたトラブル及びエラー等について、市は一切責任を負わない。

**第 11 条 その他**

本仕様書に定めのない事項は、その都度双方協議して決定する。